

様式4

南相馬市監査委員公表第8号

平成28年8月25日付け南相馬市監査委員公表第7号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成28年9月15日付け28財第574号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月26日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

様式2

監査結果に係る措置通知書

教育総務課	
監 査 結 果 ( 指 摘 事 項 )	改 善 措 置
<p>収納した現金は、財務規則第35条の規定に基づき速やかに金融機関へ払い込まなければならないものとされているが、平成27年度分の学校施設使用料については、常習的に払込が遅れ、最大で1か月近くを要しているものも見受けられた。</p> <p>法令を順守し、速やかな払込みをするよう徹底されたい。</p>	<p>今年度は、財務規則第35条の規定に基づき、収納した現金は速やかに（即日若しくは翌日）金融機関へ払込みを完了すべく、職員に周知徹底を図っており、今年度は、適正な現金収納業務を行っている。</p>